

生命保険金を受け取ったときの税金は？

Q 生命保険金（死亡保険金・満期保険金）の税金のポイントを教えてください。

A 生命保険金を受け取った場合、その保険金が死亡に基づくものか満期によるものか。また、保険料は誰が負担者かによって課税関係が異なります。夫婦そして親子などの関係でみると、次の表のようになります。

● 死亡保険金の税金

保 険 契 約 の 形 態			課 税 さ れ る 税 金
保険料負担者	被保険者	保険金受取人	
夫	夫	妻	相 続 税
		子	
		親	
		内縁の妻（※）	
	子	妻	贈 与 税
妻	妻または子	夫	所得税・住民税 （一時所得）
	夫	妻	

※ 父母、兄弟姉妹、離婚した配偶者などが保険金受取人となっている例が多くあります。

契約者（保険料負担者）と被保険者が同じ生命保険の契約で、死亡保険金を受け取った人は、相続人であっても、なくても相続税の対象となります（贈与税の対象ではありません）。

なお、死亡保険金を受け取った人が相続人である場合は、相続税の生命保険金の非課税金額（500万円×法定相続人の数）があり相続税が軽減されます。

● 満期保険金の税金

保 険 契 約 の 形 態			課 税 さ れ る 税 金
保険料負担者	被保険者	保険金受取人	
夫	夫・妻・ または子	夫	所得税・住民税（一時所得）
		妻	贈 与 税
		子	
妻	夫・妻・ または子	夫	所得税・住民税（一時所得）
		妻	

※ 1. 一時所得の計算式 { (保険金 - 支払保険料) - 特別控除 50万円 } × 2分の1

2. 一定の一時払養老保険等の差益は、源泉徴収だけで納税が完了する源泉分離課税となります。

▶ 生命保険と税金のポイント？

保険料負担者または被保険者が死亡のとき、もしくは生命保険金が満期のときに税金の問題が発生しますので、保険の契約時は十分に契約形態を検討してください。

生命保険金、財産額、金額、相続人の人数等により税負担を単純に比較することは難しいのですが、一般的に相続税、所得税、贈与税の順序で税率が高くなっていくケースが多いようです。

（ワンポイントアドバイス） 生命保険契約は税金のことも考えて！

※ 令和7年3月現在の税制に基づいています。今後税制改正があった場合内容が変わります。